

# ベーシック・インカムとスピーナムランド制

小 沢 修 司

## はじめに

1. 資本主義とスピーナムランド制
  1. 「スピーナムランド制の亡霊」
  2. 資本主義社会の成立と「経済外的強制」
2. BIと現代のスピーナムランド制
  1. 現代のスピーナムランド制としての「最低参入所得」
  2. ワークフェアと「仕事がペイしない」理由
3. 福祉国家を巡る対立軸（ワークフェアとBI）の新しい展開を踏まえて  
おわりに～BIと資本主義～

## はじめに

格差や貧困の拡大とともに、すべての個人に人間らしい生活が維持できるだけの所得を無条件で支給しようというベーシック・インカム（以下、BIと記す）構想への関心が高まってきている。こうしたBI構想は1980年代以降、ヨーロッパを中心に検討が進められ、今日では世界中で21世紀における新たな社会政策の可能性を切り開くものとして真剣に議論されているものである<sup>1</sup>。しかしながら、呼び名としてBIに統一されたのは1980年代になってからとはいえ、類似の提案は資本主義の初期から繰り返し行われてきていた。資本主義が、労働者とその家族の生活維持のためには、労働者の持つ労働力を販売せざるをえない状況を無理強いしたのに対して、そのアンチテーゼとして社会の手による生存保障を万人に、との主張が生まれても何の不思議はない。

そうした中、1795年にイギリスで実施されたスピーナムランド制はBIを実際に導入した制度と考えられている。ところが、農業労働者の生活困難を救済する目的で導入されたスピーナムランド制は、地主・農業資本家を利しながら農業労働者の低賃金を助長しただけでなく、教区の負担を増大させ、労働者自身の勤労意欲を喪失させるなど、壮大なる失敗に帰し、1834年の教貧法改正で幕を閉じることになったものである。

BIに対する期待が高まっている中、これからBIの行方を見定めるにあたっては、こうした

経緯を辿ったスピーナムランド制を今日的に捉え直すことが必要となる。というのは、BIを現代のスピーナムランド制としてBIもまた歴史上から消え去る憂き目にあるとの理解が存在しているからである<sup>2</sup>。まさに、「スピーナムランド制の亡靈」である。

小論の構成は、次の通りである。まず、スピーナムランド制の概要を確認するとともにスピーナムランド制の評価について資本主義社会成立の歴史的文脈に位置づけて検討する。次いで、現代のスピーナムランド制はBIではなく賃金補填型のワークフェアモデルにこそ求めなくてはならないことを指摘する。そして、最後に、今日の福祉国家を巡る対抗軸である「ワークフェアとBI」の関係をどのように理解すべきかを検討し、「スピーナムランド制の亡靈」からBIを救い出すことにする。

## 1. 資本主義とスピーナムランド制

### 1. 「スピーナムランド制の亡靈」

スピーナムランド制については、K.ポラニーが『大転換』で詳細に論じている。この書は、生産の本源的要素であり本来商品化されてはならない労働、土地、貨幣が商品化されて市場システムが形成され、そしてその市場システムが崩壊に至るという文脈で資本主義経済の生成とその行方を論じたものであり、同じく資本主義経済の生成とその行方を論じたマルクスの『資本論』とは異なった意味であるが、実に魅力ある書物である。そしてまた、「スピーナムランド制の亡靈」を徘徊せしめた書でもあった。そこで、以下、この書をもとにスピーナムランド制についての検討を行うことにしたい。

さて、スピーナムランド制というのは、1795年、貧困状況が地域に蔓延する中、イギリスのスピーナムランドに会したバークシャーの治安判事たちが、賃金扶助の額はパンの価格に応じて定められるべきで、貧民の個々の所得に関係なく最低所得が保証されなくてはならないと決定したものである。一定の質を有する1/8ブッシュルのパン価格が1シリングの場合、全ての貧民・勤勉な男性には自らの労働もしくは家族の労働が稼ぐ賃金が週に3シリングに足らなければ救貧税からの給付によって教区（当時の自治体）から補填されるというものである。妻や家族の扶養には一人当たり1.5シリングが追加支給される<sup>3</sup>。このように、最低生活を保障しようというアイデアはBI的といえよう。

しかしながら、制度を図示してみるとBIとは異なっていることが明らかになる。図1はスピーナムランド制、図2はBIである。前者が、賃金による生活保障を基本としつつ最低生活の保障は賃金との差額を埋め合わせるもの（賃金補填）として構想されているのに対して、後者は、最低生活の保障を無条件な所得保障によって行い、稼得所得はBIへの上乗せとして機能するのである。こうしてみると、前者は今日の生活保護にも似て賃金収入の増加に伴い賃金扶助額が遞減するようになっていたことを確認しておきたい。

ともあれ、話を先に進めると、スピーナムランド制の帰結が問題となる。労働者の雇用主（地

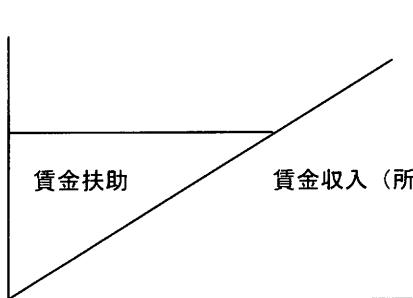


図1 スピーナムランド制のイメージ

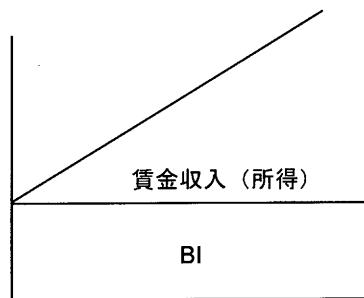


図2 BIのイメージ

主）は低賃金でも許されるとこの制度を歓迎し、教区の財政支出はふくれあがり、多くの労働者の自尊心が賃金よりも救貧を好むように落ち込んでいったという<sup>4</sup>。当時の、貧困を忌み嫌い温情主義的に生活の安定を保障しようとした農村の牧歌的な世界が資本主義の荒波に掘り崩され市場経済社会の形成に転化されていった、とポラニーはスピーナムランドの悲劇を論じている。

この点こそ、BIの前に立ちはだかる「スピーナムランド制の亡靈」である。そして、「時間解放社会」を主張し続けてきたA.ゴルツもこの点に着目し、「地主〔雇用主：引用者〕は良心のとがめから解放された」と最低生活保障のあり方に警鐘を鳴らしたのであった<sup>5</sup>。しかしながら、歴史の教訓を学ぶ上では、ポラニーの分析をもう少し吟味する必要がある。

## 2. 資本主義社会の成立と「経済外的強制」

当時の資本主義的生産様式の発展段階と、そこにおける経済外的強制の発展の度合いとそうした経済外的強制の果たす役割、そして労働者の賃労働に対する意識がどうだったのか。ポラニーが言うように、「この時期は、一般にはいまだ伝統的な考え方が支配的で、貨幣的動機のみによってみずからの行動を決定していくにはほど遠い、基本的には前資本主義の時代<sup>6</sup>」であった。このように「基本的には前資本主義の時代」であったならば、労働者はその労働力を自らの「自由意志」で売ることに同意するには至っていないなくて、経済外的強制が大きくものを言う段階だったということができる。この点、マルクスの次の指摘を確認しておきたい。

「資本がやっと生成してきたばかりでまだ単なる経済的諸関係の力によるだけではなく国家権力の助けによっても十分な量の剩余価値の吸収権を確保するという萌芽状態にある資本の要求は、資本がその成年期にぶつぶつ言いながらしぶしぶなさざるをえない譲歩に比べれば、もちろん、まったく控えめに見える。資本主義的生産様式の発展の結果、『自由な』労働者が、彼の習慣的な生活手段の価格で、彼の能動的な生活時間の全体を、じつに彼の労働能力そのものを売ることに、つまり彼の長子特権を一皿のレンズ豆で売ることに、自由意思で同意するまでには、すなわち社会的にそれを強制されるまでには、数世紀の歳月が必要なのである<sup>7</sup>。」

労働者がその労働力をみずからの「自由意志」で売ることに同意するには至っていない段階にあったということは、すなわち言い方を変えれば今日のように生活を維持するには働いて賃金を

稼ぐのが当たり前の社会状況や人々の意識状況には至っていなかったことを意味するのであり、したがって資本家が労働者を従わせるには未だ経済外的強制を必要としたということであり、そして、スピーナムランド制の当時、その経済外的強制として機能したのが団結禁止法の制定(1799/1800年)であり、1662年から続けられていた定住法の廃止(1795年)であったのである。

スピーナムランド制に対し団結禁止法が及ぼした影響について、ポラニーは次のように言う。

「もしも労働者が自分たちの利益の一層の拡大のために自由に団結することができたのであれば、給付金制度〔スピーナムランド制のこと：引用者〕は、当然、標準賃金に対して逆の効果をもちえたはずであった。というのは、救貧法が極めて寛大に運営され、それによって失業者が救済されることで、労働組合の活動は大いに助けられたからであろうから。これが、おそらくあの不当な1799－1800年の団結禁止法の存在理由の一つであった。パークシャーの治安判事と国會議員諸氏はともに、貧民の経済状態には関心を示していたし、1797年以降は概して政治的不安がおさまっていたということからすれば、これ以外の説明は不可能であろう。実際、スピーナムランドの温情主義的干渉が、団結禁止法というもう一つの干渉を引き出したといえるかもしれないが、団結禁止法がなかったならば、スピーナムランドは賃金を引き下げる——実際はこうであった——かわりに、賃金を引き上げる効果をもったであろう。さらに四半世紀のあいだ廃止されることのなかった団結禁止法と結びついて、スピーナムランドは、財政によって補完された「生存権」によって、建前としては救済されることになっていた人々を、実際には破滅させるという皮肉な結果をもたらしたのである<sup>8</sup>。」

加えて、もう一点。1662年から続けられてきた定住法が廃止されたことは、産業の要求により、労働移動の自由化、すなわち全国的な労働市場が形成されることを意味した。ポラニーは言う。

「給付金制度は以下のような状況に対処するために、地主階級によって案出されたものと考えられよう。その状況とは、労働者の身体の移動はもはや拒否できなくなっているにもかかわらず、地主は自由な全国的規模の労働市場を容認することから当然生じる賃金騰貴を含む地方環境の動揺を回避しようと望んでいたということ、これである<sup>9</sup>。」

以上を踏まえると次のようになろう。すなわち、スピーナムランド制自体は、労働の量や得られる所得の多寡にかかわらず生活を維持しうる所得を保障しようとする限りでBI的であるとはいえ、賃金での生活維持を基本とした賃金扶助であり所得遞減的な性格を有している点でBIとは違っていること、また、進行しつつある農村労働者の貧困を救済しようとする温情主義的な制度であったが、資本主義経済が全国的規模で成立せんとする時代状況にあって、資本の要求に従って労働移動の自由、労働市場の全国的な形成を実現するために邪魔者となっていた定住法を廃止し、あわせて資本家に対する労働者の抵抗を排除するための団結禁止法を制定するという「経済外的強制」が発動されたために、貧困救済の思惑とは正反対に教区財政の疲弊と農村労働者の凋落をもたらし、制度としては歴史上から消え去る憂き目となったものである、と。とすれば、歴史発展のダイナミズムの中にスピーナムランド制を位置づけて考えてみると、BIを現代のスピーナムランド制とみなし、失敗の憂き目にあうことは必定と断じて歴史の舞台から葬り去る必要は

ないことを意味する。まずは、この点を確認しておきたい。

## 2. BI と現代のスピーナムランド制

### 1. 現代のスピーナムランド制としての「最低参入所得」

今、確認したように BI は現代のスピーナムランド制ではない。しかしながら福祉国家の行方を大きく左右する政策動向として、福祉から就労へ（ワークフェア）という国際的潮流が一大潮流となってきている昨今にあって、「賃金による生活維持を基本としつつ、労働の量や得られる所得の多寡にかかわらず生活を（なるべく、できるだけ）維持しうる所得を保障しよう」とする、ある意味スピーナムランド制的な所得保障政策が登場してきていることに注目しなければならない。

就労に力点を置いたワークフェアには、より懲罰的色合いの濃いアメリカ的なものから、就労のためのサポートを充実させる側面を重視した北欧的なものに至るまでさまざまなタイプがあることは周知のことであるが、いずれにしても、埋橋氏が指摘するように、ワークフェアが福祉から労働への「投げ返し」を意味する以上、焦点は「投げ返された」労働側の雇用情勢の悪化や低賃金状況をどのように所得面でフォローするのかにシフトせざるをえないことになる<sup>10</sup>。そして、この「所得面でのフォロー」として脚光を浴びているのが Making Work Pay 政策、就労福祉給付と呼ばれる「賃金による生活維持を基本としつつ、労働の量や得られる所得の多寡にかかわらず生活を（なるべく、できるだけ）維持しうる所得を、税制を通じて保障しよう」という政策であり、そこに現代のスピーナムランド制が登場することになるのである。

ところで、ワークフェア的所得保障政策のうち、アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリアなど英語圏系の国々で導入が進められている Making Work Pay 政策、就労福祉給付は、就労と結びついた給付付き税額控除の形を取ることになるが、それについては後述することにする。

ポラニーの研究を 21 世紀に活かそうという趣旨で編まれた書の中で、ペレは労働する権利をより確実にする方策として、直接的な雇用創出、最低参入所得 Minimum Insertion Income、そして BI を検討しているが<sup>11</sup>、社会的排除の広がるヨーロッパ各国では、労働市場が機能しなくなるにつれ公費による所得保障の動きが強くなってしまい、その代表がベルギーとフランスにおいて展開している最低参入所得であると述べている<sup>12</sup>。フランスの最低参入所得は、世界でいち早く社会的排除に抗しての所得保障政策を打ち出したとして知られる RMI (Revenu minimum d'insertion) である。

RMI に関する本格的な研究（都留民子）<sup>13</sup>によれば、1988 年制定の RMI の「最低限所得手当は、フランスで最初の収入の不足・欠如（貧困）のみを要件にした一般的な最低限所得保障制度<sup>14</sup>」であり、主な内容は RMI 手当支給と参入（社会的参入と職業的参入）支援から成っている。

すなわち、「RMI 手当は、デクレで定められた最低限所得基準と、受給権者の世帯収入との差

額を支給する遞減手当であ<sup>15</sup>り、「参入援助は住宅、医療へのアクセスを中心とした社会的参入、失業者への補助雇用を端緒として雇用を確保させるという職業的参入の援助を重要な内容とした<sup>16</sup>。」

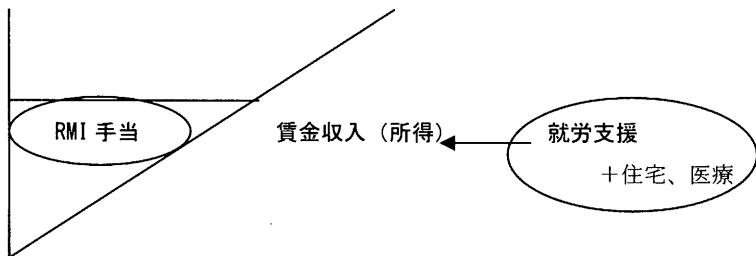


図3 RMIのイメージ

これを図示すると図3のようになろう。ここで言われている参入とは、社会的生活から排除された「社会的排除」を「社会的包摶」する、つまり社会的生活に十全に参入させることを意味しており、RMIでは住宅や医療へのアクセスを重視した社会的参入を含んでいるが、就労に軸を置いた職業的参入を中心に考えた場合、賃金扶助であり所得遞減的性格を有するなどスピーナムランド制との類似性にも気付かれるであろう。したがって、ペレが「最低参入所得こそ、ポラニーが『大転換』で研究したスピーナムランド制の再来である<sup>17</sup>」と述べているのも納得できるとともに、「(最低参入所得：引用者)制度はステigmaを減じることもワークフェアとは違った新しい社会的支援のモデルを提示することも成功してはいない。さらに、制度を導入して年数がたつフランスのような国々では、当初の目的が達成されていないと表明されているのである<sup>18</sup>」との指摘は興味深いものがある。

また、厳しくスピーナムランド制を批判したゴルツも、RMIをはじめヨーロッパ各国のワークフェア的所得保障政策の進展で見られる公的就労などの「雇用創出」や就労促進政策に対して、「ニセの雇用、つまり真の雇用が割り当てられない人びとを仕事に就かせ、社会保障給付金の振り込みを正当化するためにわざわざつくられた、社会的必要のない、瑣末な労働を分け与えること」は意味がないと手厳しく批判するところである<sup>19</sup>。

## 2. ワークフェアと「仕事がペイしない」理由

いうまでもなく、ワークフェアが福祉国家の行方を左右する一大潮流になる理由は、福祉－社会保障予算の制約下で、より効率的、「生産的」に労働力の質を高める方策として選好されていることに加えて、生活を維持するには働いて所得（賃金）を稼ぐ必要があるという資本主義の生活原理と親和的であるからであるが、そのワークフェアの進展の中でどうして Making Work Pay 政策、就労福祉給付の必要性が増大することになるのであろうか。

これについて、埋橋氏は次のように指摘している。

「つまり、ワークフェアは、仕事がペイするものでなければ効果が一時的なものにとどまるか、あくまで『強制』の域を出ないであろうし（それこそ slavefare という表現があてはまる），次に、仕事がペイするためには、貧困の罠を避けることが必要であり、そのために税制や助成金による

賃金の補強が必要であるということになる<sup>20。</sup>」

要するに、福祉から就労に移行して生活保障を行うには、就労による所得が十分なもの（仕事がペイする）でなければならないことはいうまでもなかろう。しかし、その仕事がペイしないと「税金や助成による賃金の補強が必要」となるというのである。これまた明快である。ただし、ここでもう一点重要な補足が必要となる。それは、ワークフェアによって「投げ返された」側の仕事がペイしない理由についてである。

労働生産性の向上と就業構造の変化、さらには少子高齢化の進展に伴い、福祉、介護、コミュニティビジネスなど広く雇用増大が期待されている対人社会サービス分野では低賃金は避けられない。それは「ボーモルのコスト病」あるいは「社会サービスのコスト病」と呼ばれる経済法則により説明できる。

「ボーモルのコスト病」というのは、経済学者の W. J. ボーモルが 1960 年代に「芸術と経済のジレンマ」の分析で解明した経済法則であり、芸術活動への公的支援の必要性を説いた経済理論として有名であるが、その後、芸術文化の領域にとどまらず広く対人サービス全般を支配する経済法則として一般化され今日に至っているものである。経済学のテキストにも登場している<sup>21。</sup>芸術、教育、福祉、介護など対人サービス分野では労働生産性の向上によるコスト低下は見込めず従事者の低賃金は必至であり、賃金を上げようとすればコストが高騰せざるをえないこととなり、コスト高騰による消費者離れを回避しようとすると公的資金による賃金補填や所得保障の方策が避けられないというものである。エスピニアンデルセンが『ポスト工業経済の社会的基礎－市場・福祉国家・家族の政治経済学－』で示した「雇用と平等のジレンマ」は、こうした「ボーモルのコスト病」に悩まされる今日の資本主義各国が抱える「ジレンマ」であった<sup>22。</sup>

雇用の増大が期待される対人社会サービス分野はさておき、情報化などコンピュータ技術の発展が著しく労働生産性の高度な発展が進展する社会にあっては、社会的必要労働はますます減少していくことは明らかである。少なくなる雇用機会を巡って激しく雇用の争奪戦が繰り広げられる。人々に、働いて（賃労働）稼いだ賃金に依存した生活を強制することは、雇用機会にありつける者と労働市場からはじき出される者を差別化、選別化し、低賃金化を促し、雇用労働もペイできない状態を生み出すことになる。だからこそ、「税制や助成金による賃金の補強」は必ず必要となる。それは、ワークフェア政策の限界とその「補強」が必要であることを物語っているのである。

### 3. 福祉国家を巡る対立軸（ワークフェアと BI）の新しい展開を踏まえて

以上、前節では、現代のスピーナムランド制はワークフェア的所得保障政策の新たな展開のなかで「再登場」してきていることとそうしたワークフェア的所得保障政策がなぜ求められてきているのかについて見てきた。そこから浮き彫りになってくることは、就労を軸に人々の生活保障を組み立てる今日の福祉国家的社会保障構想（ワークフェア）か、それとも就労（労働）と所得

を切り離す BI による新たな社会保障構想かの対抗の図式である。資本主義の成立初期に現れた BI 的なスピーナムランド制の検討から始めた本稿の締めくくりに、21世紀の現段階における福祉国家を巡る新たな対抗関係について検討することにしよう。

ワークフェアと BI を巡って筆者は、2004年に宮本太郎氏と『海外社会保障研究』誌上での座談会で議論したことがある<sup>23</sup>。この座談会の記録は、最近（2008年）出版された BI に関する初めての集団的検討の書に再録されることになる<sup>24</sup>。その際、その後の「ワークフェアの世界的席卷」（埋橋氏の言葉）と、ワークフェアの限界に伴って展開されている Making Work Pay 政策や就労福祉給付の動きという新たな事態を踏まえて、両名は補足的な「追補」を書く機会を得た。

まずは、2004年の座談会で宮本氏が提示されたワークフェアと BI の対立軸については図4の通りである。宮本氏は、社会的包摂のための諸戦略と整理しているが、横軸に就労連携、縦軸に政府支出を据え、ワークフェアと BI、それにアクティベーションを定置している。アクティベーションとは、就労に向けての支援を充実させる労働力の「活性化」方策である。

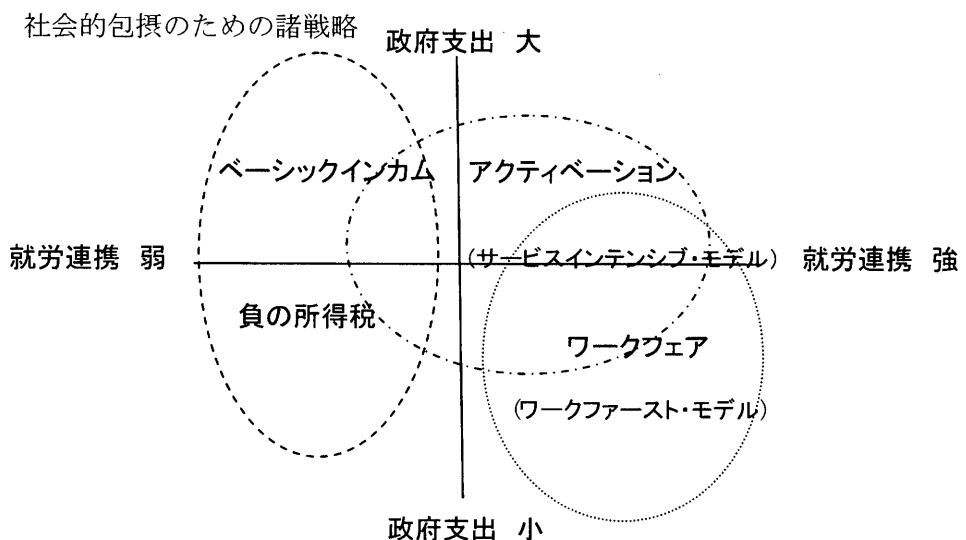


図4 宮本太郎氏による「福祉国家における新たな対立軸」

出所）武川正吾・宮本太郎・小沢修司「座談会 ワークフェアとベーシック・インカム：福祉国家における新しい対立軸」『海外社会保障研究』No.147, 2004年, 7ページ（宮本作成）

さて、これまで見てきたワークフェアの新展開を踏まえて、「追補」で宮本氏は、ワークフェアと BI、それにアクティベーションを巡って「ベーシック・インカム資本主義における3つの世界」という整理を行い新しい対立軸を提示しているので、まずはそれを見ておきたい<sup>25</sup>。エスピニアンデルセンを意識したネーミングであることは明らかであろう<sup>26</sup>。

宮本氏の言う新しい対立軸とは、「ワークフェア補強型」、「脱労働中心的アクティベーション型」、「フル・ベーシック・インカム型」である。

「ワークフェア補強型」とは何か。

前述したように、ワークフェア的な所得保障政策の進展のなかで、その限界が露呈されアングロサクソン系の国々で導入が進んでいるのが給付付き税額控除である。アメリカにおける EITC (Earned Income Tax Credit) やイギリスの WFTC (Working Families Tax Credit) が代表であるが、お隣の韓国でも EITC が導入されたところである。日本においても、税制調査会での検討が進み、日本経済団体連合会や経済同友会からの導入提案が続いている。先に指摘したように、ワークフェア政策を進めようとする限り、そしてその限界に直面して、導入は必至であると考える。こうした給付付き税額控除を称して宮本氏は「ワークフェア補強型」、あるいは「補完型所得保障」と言う。では、ワークフェアは何によって補強され補完されるのか。それは BI によってであるというのである。

これには、給付付き税額控除についての説明が必要となろう。給付付き税額控除というのは、総所得額が設定された所得額を超えると課税されるが、設定された所得額に満たなければ逆に給付されるという戻し税の制度である。この制度は、勤労世帯であるとか、子育て世帯であるとか一定の条件を付与した形での導入が可能であるが、基本的考え方は負の所得税そのものと同じである。そして、負の所得税自体、BI の修正バージョンなのである<sup>27</sup>。したがって、筆者は、給付付き税額控除は負の所得税を通じて BI に至る道だと評価するものであるが<sup>28</sup>、アメリカでは負の所得税の導入（州段階での実験）を経て導入されたという逆の歴史的経過があることは見ておく必要があろう。

以上のことを踏まえて、宮本氏は「ワークフェアと（そう呼んで良ければ）『ベーシック・インカム』とのひとつの連携のかたちがある」と言い、「補完型所得保障がこれから拡がる趨勢にあるとすれば、ここにベーシック・インカム資本主義の一つのタイプ、『ワークフェア補強型』があることになる。」としたのであった。

さて、もう一つの「脱労働中心的アクティベーション型」とは何か。そして、「ベーシック・インカム資本主義」とは何を物語るのか。

宮本氏はこれまででもアクティベーションを主張しているが、今度は新たな整理として「修正型ベーシック・インカム」とアクティベーションとの組み合わせ、連携を提起する。

氏は、「修正型ベーシック・インカムは、就労動員を支えこれを安定させることではなく、労働市場の外にあって教育やケアに関わる時間を広げ、そのことによって労働中心主義を是正することを目指すものである。こうしたワーク・ライフ・バランスの確保は、他方において労働生産性の確保とも一体のものとして構想される。」としたうえで、アクティベーションと「修正型ベーシック・インカム」との連携としては、「アクティベーションにまだ残る労働中心主義を是正するという意味で、『脱労働中心的アクティベーション型』とでも名付けることができるかもしれない。」と述べている。

ここで、「アクティベーションにまだ残る労働中心主義を是正する」とはいかなる意味かについて、補足説明しておこう。

就労を支援するための所得保障や社会サービスをしっかりと行うというのがアクティベーションであるが、氏の構想の原点には、レーンの「自由選択社会」論とそれを発展させたシュミットの「架橋的労働市場」論があることはよく知られている。人生の途上で、いつでも労働市場から離れることができ、またいつでも労働市場に戻ることのできる「自由選択社会」なのであるが、中心には絶えず「労働」が置かれている。

こうした氏に対し、筆者としてはBIの側からの「働きかけ」として次のような主張を行ってきた。なるほど、人間にとって労働は人間を発達させる重要な役割を担っている。だが、労働は所得保障とは切り離して、まずはすべての人間の生活を所得面で保障しよう。就労支援や労働能力の発達など人間の潜在能力を開花させる方策は、余暇や消費を享受する能力などの発達とともに別途行うのがよかろう。そうであってこそ、「自由選択社会」の名に相応しいのではないか。働くかない自由も保障してこそその「自由選択社会」なのではないか、と<sup>29</sup>。アクティベーションにまだ残る労働中心主義を是正するとは、おそらくそのような意味であろう。

こうして、「ワークフェア補強型」、「脱労働中心的アクティベーション型」が定置され、それに「フル・ベーシック・インカム型」が対置することになる。先の図4でいえば、ワークフェアはBIに引っ張られる形で政府支出が大きくなる上方にシフトして「ワークフェア補強型」となり、アクティベーションはこれまたBIに引きずられる形で就労連携の弱い左方向にシフトして「脱労働中心的アクティベーション型」となるのである。BIの定位置は揺るがず、福祉国家を巡る政策動向は展開していく。

## おわりに～BIと資本主義～

以上、これまで資本主義とスピーナムランド制、さらには現代のスピーナムランド制について検討を行ってきたが、そこから浮かび上がってきたことは、資本主義社会の歴史的発展のダイナミズムを視野に捉え、労働の変容や資本と労働との対抗関係の行方を見定めつつ、所得遞減型の賃金補填ではなくて所得志向による生活保障としてBI実現が必要となることであった。

最後に本稿を閉じるにあたって、宮本氏の言う「ベーシック・インカム資本主義」について、筆者なりの見方を示してみたい。

BI資本主義という場合、BIと資本主義は親和的であり資本主義のもとでもBIは実現可能である（そのように宮本氏が思っておられるかどうかは別であるが）との含意があると考える。

BI的なスピーナムランド制が資本主義の成立期にあって異を唱えたのは労働力を商品化する資本主義社会（賃労働社会）に対してであった。また今日、労働と所得を切り離すBI構想が問題とするのも賃労働社会における人間の生活困難であり貧困である。とはいえ、BI自体は労働力の商品化を廃絶しはしない。BI自体は生産手段の所有のあり方には口を出すことはない。このようなBIについて、筆者は21世紀段階の資本主義発展が資本主義のもとでの生活原理（生活を維持するには働いて所得を得なければならないという「労働と所得の一一致」）と人間の生活と

の矛盾が呼び起こさざるをえない公共政策（の所得保障版）であるとの認識を示してきた<sup>30</sup>。こうしたBIの中立的性格が、資本と労働の立場を問わずBIを受け入れることのできる状況をもたらすのである。したがって、BI実現は到達点でもないし、万能薬でもない。BI自体としては、いわば「人間の顔をした資本主義」を実現するに過ぎない。「ベーシック・インカム資本主義」とはそのような意味を有していると筆者は考えるものである。BI導入とあわせてどのような政策を組み合わせるのかにより、資本と労働の対抗関係、人間の貧困と発達を巡る対抗関係は推移するものとなる。いずれにしても、賃労働社会からの脱却に向けた次なる段階に私たちは駒を進めることになろう<sup>31</sup>。

## 注

- 1 BIについては、拙著『福祉社会と社会保障改革－ベーシック・インカム構想の新地平－』高蔵出版、2002年、を参照いただきたい。
- 2 BIをスピーナムランド制の再来とみなし、スピーナムランド制への評価をそのままBIへの評価とする議論の典型は次に見られる。「私は、ポラニーを読んだとき、もはや地球上にスピーナムランド法を擁護する者はいないだろうと考えた。ところがいるのである。……（中略）……現代のスピーナムランドはベーシック・インカムと呼ばれている。……」大島和夫「社会編成をめぐる理論的対抗（その2）－市場と規制－」『神戸外大論叢』58巻1号、2007年、84ページ。
- 3 以下、スピーナムランド制の概要は、K.ポラニー『大転換－市場社会の形成と崩壊－』吉沢英成・野口建彦・長尾史郎・杉村芳美訳、東洋経済新報社、1975年、による。
- 4 「雇用主がどんなにわずかな賃金しか支払わなかったとしても、地方税からの補助金が労働者の所得を規定の額にまで引き上げてくれた」「数年のうちに、労働の生産性は、貧民労働の水準にまで低下し始め、かくして、規定された額を超えて賃金を引き上げない追加的口実を雇用主に与えたのである。」（同上書、106ページ）、「大衆の自尊心が賃金よりも救貧を好むような低水準にまで落ち込むには、若干の時を要しつけたものの、賃金が公共の基金から助成されることによって結局は底なしに低下することになり、大衆は税に頼るようにと駆り立てられることになった。」（同上書、107ページ）
- 5 A. Gorz, *Métamorphoses du travail, Quête du sens; Critique de la raison économique*, Editions Galilée, 1988, pp.251-252, (邦訳『労働のメタモルフォーズ 働くことの意味を求めて 経済的理性批判』真下俊樹訳、緑風出版、1997年、341-342ページ)。この書を書いた時点（1988年）でのゴルツのBIへの評価は否定的なものであったが、A. Gorz, *Misères du présent, Richesse du possible*, Galilée, 1997, (英訳 *Reclaiming Work; Beyond the Wage-Based Society*, Polity Press, 1999) では積極的なBI論者へ変貌を遂げる。
- 6 ポラニー、前掲書、108ページ。
- 7 マルクス『資本論』第1巻、第8章労働日、原286-287ページ、大月全集版1巻1、354-355ページ。
- 8 ポラニー、前掲書、108-109ページ。
- 9 同上書、120-121ページ。
- 10 埋橋孝文「ワークフェアの国際的席卷」埋橋孝文編『シリーズ・新しい社会政策の課題と挑戦 第2巻 ワークフェア——排除から包摶へ?』法律文化社、2007年、15ページ。
- 11 José Luis Rey Pérez, "The Right to Work, Way of Social Exclusion ? Basic Income as a Guarantee to the Right to Work", in Ayşe Buğra and Kaan Ağartan (ed.) , *Reading Karl Polanyi for the Twenty-*

- first Century*, Palgrave Macmillan, 2007, pp.104-108.
- 12 Ibid., p.105.
- 13 都留民子『フランスの貧困と社会保護』法律文化社, 2000年。
- 14 同上書, 143ページ。
- 15 同上書, 159ページ。
- 16 同上書, 2ページ。
- 17 José Luis Rey Pérez, op. cit., p.111.
- 18 Ibid., p.106.
- 19 Gorz, op. cit., 1988, p.255 (邦訳, 前掲書, 346ページ)。この点については, 前掲拙著, 第2章を参照いただきたい。
- 20 埋橋孝文, 前掲論文, 27ページ。
- 21 W. J. Baumol and A. S. Blinder, *Economics: Principles and Policy*, 9e 2004 Update, Thomson, South-Western.
- 22 G. エスピニ=アンデルセン『ポスト工業経済の社会的基礎 – 市場・福祉国家・家族の政治経済学 –』桜井書店, 2000年。
- 23 武川正吾・宮本太郎・小沢修司「座談会 ワークフェアとベーシック・インカム：福祉国家における新しい対立軸」『海外社会保障研究』No.147, 2004年, 3-18ページ。
- 24 武川正吾編『シリーズ・新しい社会政策の課題と挑戦 第3巻 シティズンシップとベーシック・インカムの可能性』法律文化社, 2008年。
- 25 以下、「ベーシック・インカム資本主義の3つの世界」についての説明は, 宮本太郎「ベーシック・インカム資本主義の3つの世界」武川正吾編『シリーズ・新しい社会政策の課題と挑戦 第3巻 シティズンシップベーシック・インカムの可能性』法律文化社, 2008年より。
- 26 G. エスピニ=アンデルセン『福祉資本主義の三つの世界——比較福祉国家の理論と動態』。
- 27 前掲拙著, 参照。
- 28 拙稿「日本におけるベーシック・インカムに至る道」武川正吾編『シリーズ・新しい社会政策の課題と挑戦 第3巻 シティズンシップとベーシック・インカムの可能性』法律文化社, 2008年, 所収, 参照。
- 29 拙稿「(座談会補論)『ワークフェアとベーシック・インカム：福祉国家における新しい対立軸』に寄せて」同上書, 所収。
- 30 前掲拙稿「日本におけるベーシック・インカムに至る道」, 拙稿「これからの社会保障とベーシック・インカムの可能性」『経済科学通信』No.112, 2006年12月, 31-36ページ。
- 31 本稿は, 京都府立大学公共政策学研究会第1回例会(2008年6月26日)での報告をもとにしている。研究会での貴重なコメントの数々に感謝したい。

(2009年10月1日受理)

(おざわ しゅうじ 公共政策学部公共政策学科教授)